

平成29年度意見報告書

(山口県事業)

平成29年11月24日

山口県公共事業評価委員会

I 審議の概要

1 対象事業

(1)再評価

事業者が実施した14件の対象事業について審議した。

実施理由の内訳は、再評価実施後5年間（下水道事業は10年間）が経過したことによるものが12件、社会経済情勢等の変化によるものが2件となっている。

事業者が示した対応方針案は、すべて「継続」となっている。

平成29年度再評価対象事業件数

件数	実施理由			事業者の対応方針(案)		
	事業着手後 10年間が経過	再評価実施後 5年間が経過	社会経済情勢 等の変化	継続	見直し継続	中止
14	0	12	2	14	0	0

(2)事後評価

事業者が実施した7件の対象事業について審議した。

事業者の示した対応方針案は、すべて「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」となっている。

2 審議経過

委員会を6回開催し、すべての対象事業を個別に審議した。

また、現地視察を実施し、再評価4件、事後評価3件、計7件について、現地の環境や状況を確認した。

Ⅱ 結論

1 再評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業の必要性や投資効果、進捗状況等について審議を重ねた結果、事業者の示した「継続」との対応方針案はいずれも妥当と判断する。

2 事後評価

提出された資料及びその説明並びに現地調査に基づき、事業効果や改善措置の必要性等について審議を重ねた結果、いずれの事業も事業効果の発現が見られ、事業者が示した「改善措置及び再度の事後評価の必要性は見受けられない」との対応方針案は妥当と判断する。

Ⅲ 意見

1 全般事項

(1) 事業実施等について

ア 公共事業は、多額の費用を要し、その効果を確実に発揮する必要がある。また、公共事業を取り巻く環境は、常に変化している。

これらを踏まえ、限られた財源の有効活用、県民サービスの向上、説明責任の観点から、以下のことに配慮すべきである。

事業実施にあたっては、緊急性、必要性及び費用対効果などを厳格に精査するとともに、局地的な豪雨など自然環境や人口減少など社会経済情勢の変化に的確に対応し、効率的に進める必要がある。

イ 関係機関等との調整により、事業期間の延伸を行う事業が見受けられたことから、以下のことに配慮すべきである。

地元との合意形成、関係機関との計画調整等を綿密に行い、早期完成に向けて事業が円滑に推進されるよう、引き続き、配慮する必要がある。

ウ 事業着手後に、事業費の増加や事業期間の延伸を行う事業が見受けられた。

また、事業計画の検討を地域と連携しながら取り組んでいる事業もある。

これらのことから、以下のことに配慮すべきである。

事業計画の策定にあたっては、追加対策による大幅な費用増や事業期間の延長等が生じないように、現場条件の把握や関係機関との計画調整等を十分に行う必要がある。

なお、現場条件や技術指針の改定などにより事業計画の見直しの必要性が生じた場合は、その理由をわかりやすく県民に示していく必要がある。

また、事業計画の検討については、引き続き、地元の声を反映し、進めていく必要がある。あわせて、地域の人が維持管理に積極的に参加しやすい環境をつくるなど、将来の維持管理についても地域と連携して検討していく必要がある。

(2) 防災・減災対策について

近年、九州北部豪雨や熊本地震など全国各地で大規模な自然災害が多発している。

また、地震により地盤が緩んだ状況での豪雨など、連続した自然災害も起こりうる。

これらのことを踏まえ、以下のことに配慮すべきである。

県民の生命と財産を守るため、効果的・効率的なハード対策やハザードマップの作成、防災情報メールの配信などのソフト対策を進めるとともに、迅速かつ確実に対応できるよう防災体制の強化を図り、これまで以上に防災・減災対策に取り組む必要がある。

(3) 事業評価手法について

事業評価の実施にあたっては、より適正で客観的な判断ができるよう、以下のことに配慮すべきである。

事業効果については整備前後の比較を、事業計画の変更については変更前後の比較を行い、その内容をわかりやすく示すなど、県民に対し、事業の必要性や実施状況等を明確に説明できるよう努める必要がある。

(4) 環境対策について

期間が長い事業については、自然環境や社会経済情勢の変化が起こりうることから、以下のことに配慮すべきである。

事業の実施にあたっては、継続的なモニタリングの結果や最新の知見等を踏まえ、環境への影響を適切に評価し、従前の生態系や水質、景観等が可能な限り維持できるよう、最善の対策を講じる必要がある。

2 個別事業

各事業において、今後留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 道路事業

事業効果の発現の評価にあたっては、沿道利用や交通量等について、事業前後の比較を行い、県民に対しわかりやすい説明を行っていく必要がある。

(2) 街路事業

ポケットパークの設置にあたっては、維持管理を含め広く住民の意見を聞いたうえで、計画段階から検討していく必要がある。

(3) 下水道事業

事業期間が長く、既存施設の老朽化が進行していることから、適切な維持管理や計画的な改築更新を行っていく必要がある。

なお、周防灘海域の水質改善を図るとともに、生物の多様性及び生産性を確保するため、最新の知見や社会情勢にも注意を払い、関係部局とともに対策に取り組んでいく必要がある。

(4) 河川事業・周防高潮対策事業

九州北部豪雨での被災状況を踏まえ、引き続き、日常点検や適切な維持管理を行っていくとともに、流域全体で防災事業に取り組んでいく必要がある。

(5) ダム事業

事業期間が長いため、その期間内に計画雨量を上回る降雨の発生することや、新たな知見を反映した技術指針の改定が行われることがある。これらの状況に応じ、柔軟に事業計画や設計の見直しを行っていく必要がある。

(6) 公営住宅整備事業

公的賃貸住宅のみならず民間賃貸住宅を含めて、重層的かつ柔軟に住宅セーフティネットの機能向上に配慮する必要がある。

あわせて、多様な住民ニーズや空き家の増加などの社会経済情勢を踏まえ、ライフスタイルやライフステージに応じた整備を進めていく必要がある。

平成29年度 再評価対象事業一覧

1 県事業(14事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道490号 宇部拡幅 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	主要地方道岩国大竹線 関ヶ浜～小瀬工区 道路改築事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	都市計画道路 新南陽停車場線 街路整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	都市計画道路 中央通り線 街路整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	周南流域 流域下水道事業・流域関連公共下水道事業	再評価実施後、 10年間が経過	継続

(3)山口県 土木建築部 河川課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	平田川 総合流域防災事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
2	真締川 総合流域防災事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
3	麦川川 広域河川改修事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
4	田万川 広域河川改修事業	変化	継続
5	江頭川 周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
6	厚狭川 周防高潮対策事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続
7	平瀬ダム 錦川総合開発事業	変化	継続
8	木屋川ダム 再開発事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

(4)山口県 土木建築部 住宅課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	下関・稗田県営住宅 公営住宅整備事業	再評価実施後、 5年間が経過	継続

平成29年度 事後評価対象事業一覧

1 県事業(7事業)

(1)山口県 土木建築部 道路建設課所管

番号	事業名	事業期間	事業者の 対応方針(案)
1	一般国道376号 須々万バイパス 道路改築事業	H10～H23	改善措置および 再度評価必要なし
2	一般県道光玖珂線 周東町千束工区 交通安全事業	H16～H24	改善措置および 再度評価必要なし
3	一般県道平生港田布施線 麻郷工区 交通安全事業	H13～H24	改善措置および 再度評価必要なし
4	一般県道陶湯田線 湯田温泉工区 交通安全事業	H16～H24	改善措置および 再度評価必要なし

(2)山口県 土木建築部 都市計画課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	都市計画道路 宇部湾岸線 街路整備事業	H6～H24	改善措置および 再度評価必要なし

(3)山口県 土木建築部 住宅課所管

番号	事業名	実施理由	事業者の 対応方針(案)
1	柳井・新庄北県営住宅 公営住宅整備事業	H15～H24	改善措置および 再度評価必要なし
2	山口・恋路県営住宅 公営住宅整備事業	H17～H24	改善措置および 再度評価必要なし